



循環型社会の形成をめぐる情勢

平成24年9月7日（金）

環境省

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定(別紙参照)

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等

製造業者(メーカー)の責務

- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動

製造・販売

排出

回収

引渡

静脈物流

循環利用

国民

自治体
回収

集積所

中間処理施設

金属製錬

消費者の責務

- ・分別して排出

回収ボックス or 資源ゴミの
新区分 or ピックアップ

引渡

中間処理

金属回収

市町村の責務

- ・分別して収集
- ・認定事業者への引渡し
各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

認定申請

認定、
指導・助言等

国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

平成24年8月3日成立
8月10日公布
平成25年4月1日施行予定

使用済小型電気電子機器等リサイクルの推進

多くの市町村と事業者の参加の下で、使用済小型電子機器等のリサイクル制度を実施し、廃棄物の減量化・有用金属の再資源化を行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。

制度開始

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
(平成25年度施行予定)

資源小国の我が国においては、使用済小型電子機器等を活用し有用金属を再生することがきわめて重要。

制度構築のキギ

多くの自治体の参加

認定事業者による円滑な再資源化事業の実施

不適正な輸出による海外流出の防止

安定した制度の構築

自治体が参加しやすい仕組みの支援

認定事業者が円滑に再資源化事業を行うことができる仕組みの支援

国民・市町村への参加の呼びかけ

使用済小型電子機器等の排出後フローの把握と管理

様々な品目をできるだけ多く回収再資源化

自治体

認定事業者



個別リサイクル法について

	対象物	仕組み	実績
容器包装 リサイクル法 (平成7年6月制定) (平成18年6月改正)	・スチール缶、アルミ缶、ガラスびん ・段ボール、紙パック、紙製容器包装 ・ペットボトル、プラスチック製容器包装	消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者がリサイクルすることを法定。	平成22年度の自治体による分別収集実施率は、 ・缶、びん、段ボール、ペットボトルは9割以上。 ・紙パックは約8割。 ・プラスチック製容器包装は約7割。 ・紙製容器包装は約4割。
家電 リサイクル法 (平成10年6月制定)	・エアコン ・テレビ ・冷蔵庫・冷凍庫 ・洗濯機・衣類乾燥機	製造業者等に引取り・再商品化等、小売業者に引取り・引渡しを義務付け。	再商品化率は、エアコン88%、ブラウン管式テレビ85%、液晶・プラズマテレビ79%、冷蔵庫・冷凍庫76%、洗濯機・衣類乾燥機86%。(平成22年度)
建設 リサイクル法 (平成12年5月制定)	・コンクリート ・コンクリート及び鉄からなる建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート塊	一定規模以上の建設工事について、受注者に対し、建設資材の現場での分別・再資源化等を義務付ける。	再資源化等率は、アスファルト・コンクリート塊98.4%、コンクリート塊97.3%、建設発生木材89.4%。(平成20年度)
食品 リサイクル法 (平成12年6月制定) (平成19年6月改正)	製造、流通、外食等の食品関連事業者から排出される食品廃棄物	食品関連事業者に対し、食品循環資源の再生利用等に係る目標達成に向けた取組を求める。	再生利用等実施率は、食品製造業93%、食品卸売業58%、食品小売業36%、外食産業16%。(平成21年度)
自動車 リサイクル法 (平成14年7月制定)	使用済自動車に含まれるシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類 (鉄スクラップは市場で有価となるため再資源化の対象物品ではない)	使用済自動車から発生する自動車破砕残さ等は、自動車製造業者等に引取り及びリサイクル等を義務付け。	自動車製造業者等による再資源化率は、シュレッダーダスト79.9～87%、エアバッグ類93～100%。(平成22年度)
資源有効利用促進法 (平成12年6月制定)	・パソコン ・小形二次電池(密閉形蓄電池)	業種や製品等を指定し、製造事業者等による自主的な回収・リサイクルを促進。	再資源化率は、デスクトップ型パソコン76.1%、ノート型パソコン55.6%。小形二次電池の再資源化率はニカド電池73.2%、ニッケル水素電池76.6%。(平成22年度)

リユース促進事業の概要

廃棄されていたものをリユースへ

市町村リユースモデル事業

市町村とリユース業者等が連携して、リユースを行うモデル事業を実施。
下記の2つの方式について、効果の検証、課題整理を通じて、今後の推進方策を検討。

地域内事業者リスト方式

市町村回収後選別方式

リユース業者の他の業界とのリユース事例調査

他業界の事業者（リース業者、引越業者、ビル管理会社等）とリユース事業者との連携事例を調査し、リユース拡大に向けた方策・課題等を整理。

リユース業者の優良化に関する検討

品質確保、トレーサビリティの確保及びコンプライアンス等の観点を含めて、リユース業者による優良化に向けた取組を、リユース業界団体との意見交換等を通じて検討、その結果を本研究会にて報告。

更なるリユースの推進方策

リサイクルされていたものをリユースへ

ガラスびんリユース推進方策の検討・調査

「びんリユースシステムの在り方」に関してとりまとめを実施。また、びんリユースシステムを構築している既存の成功事例を整理・事例集としてまとめた。

ガラスびんリユース実証事業

自治体や事業者等の関係者が連携し地域内でびんリユースを促進するための実証事業を実施。

九州硝子壺商業組合内
Rびん推進九州プロジェクト
(福岡地区)

びん再利用
ネットワーク
(新宿区)

郡山市容器リユース推進
協議会(福島県)

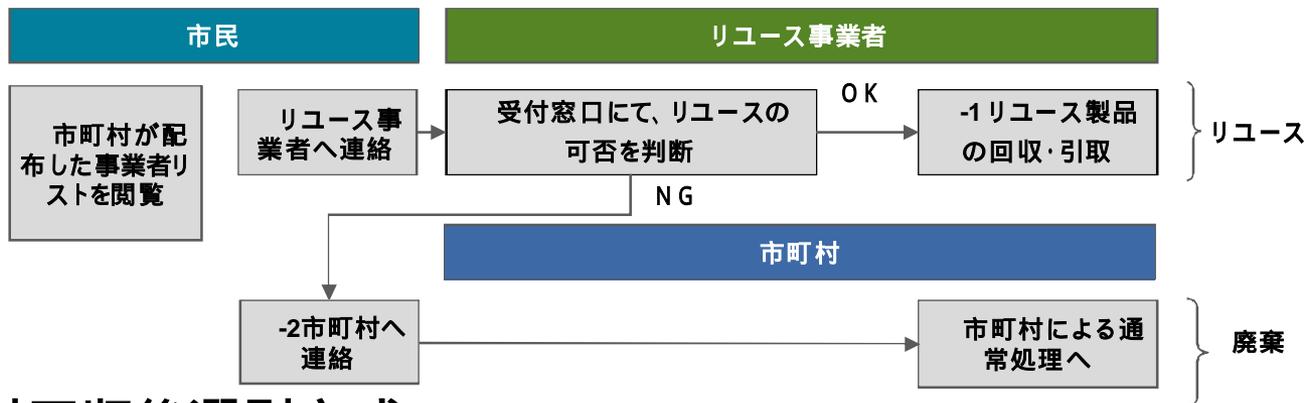
(株)吉川商店
(全国28都府県)

リユースモデル事業の実施

地域内事業者リスト方式

- 市町村が地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布。ちらし等を見た市民がリユース事業者へ直接連絡。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合は、回収・買取を行い、買取ができない場合には、市民に改めて市町村へ粗大ごみ等処理の連絡を依頼。

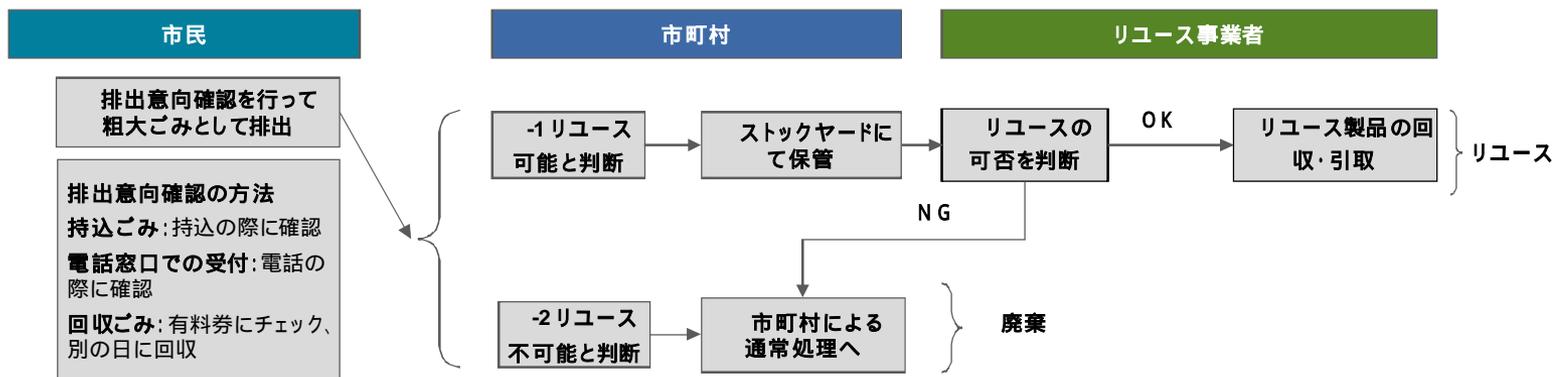
<実施市町村> 群馬県明和町、東京都世田谷区、愛知県大府市、大阪府泉大津市



市町村回収後選別方式

- 市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。

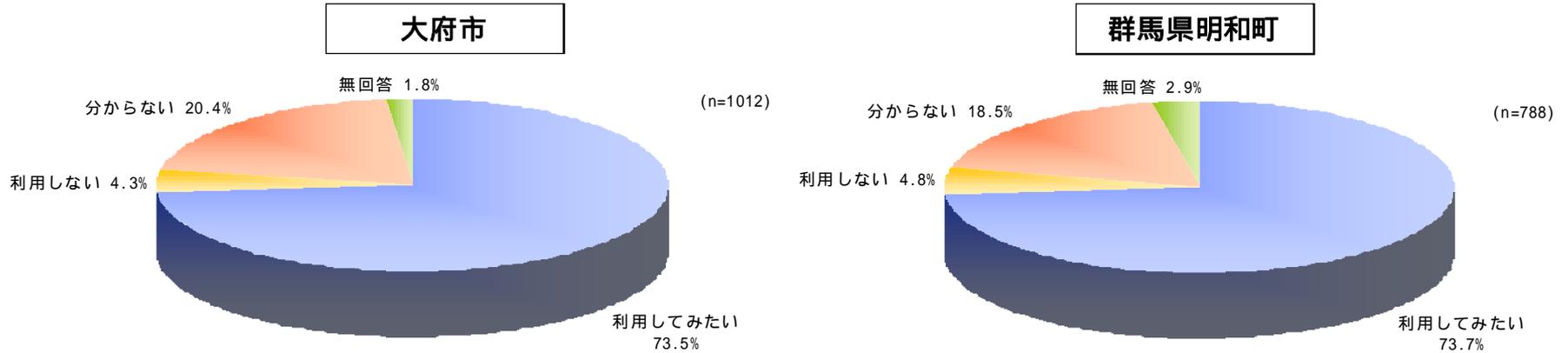
<実施市町村> 神奈川県秦野市、京都府綾部市、愛知県大府市



リユースモデル事業の結果概要

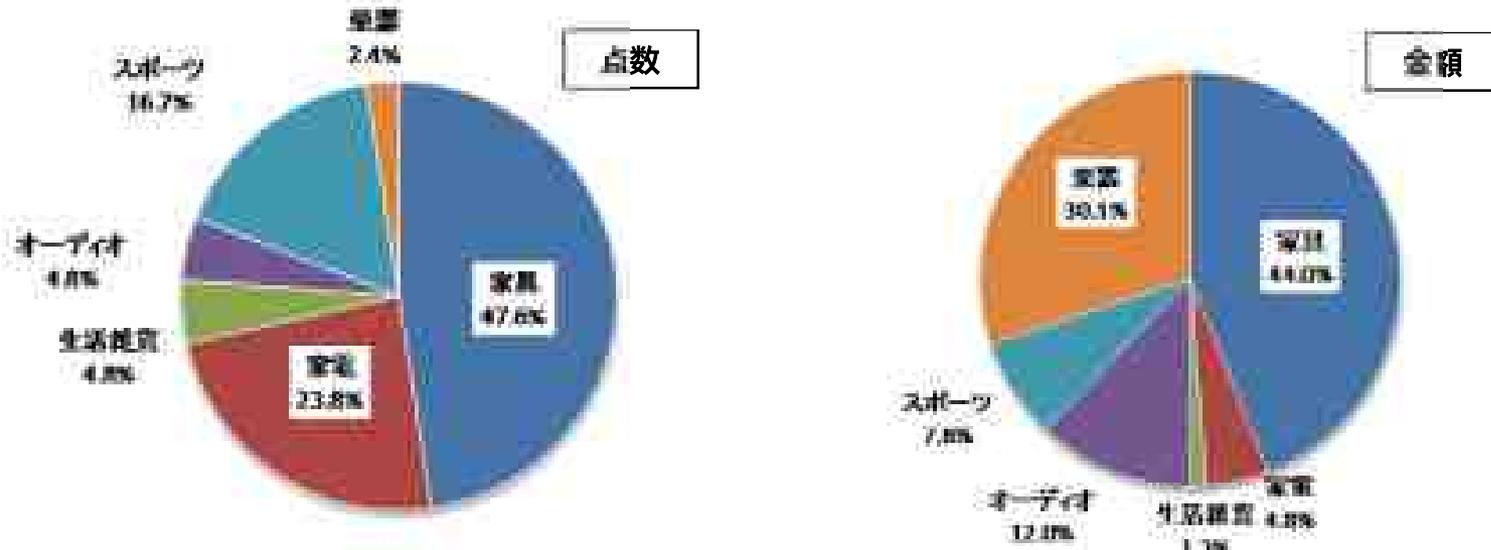
モデル事業の利用意向(「地域内事業者リスト方式」)

モデル事業が継続された場合、5～7割の人は「モデル事業が継続されれば利用してみたい」との意向。



リユース事業者による買取実績例(「市町村回収後選別方式」)

神奈川県秦野市では「家具」「家電」を中心に42点(8,300円)が買取。



3 R 行動見える化ツールのイメージ

■ 見える化ツールのイメージ

3 R 行動項目	商品名	事業者の行動量	天然資源投入量削減 (L)	廃棄物発生量削減 (kg)	最終処分量削減 (kg)	CO2 削減 kg-co2
減量容器の品揃え、露出数増加 (個)	軽量ペットボトル (500ml) の清涼飲料水	1000	原油 8.19	9.00	0.50	35.38
リターナブル容器製品の品揃え (個)	ビール瓶 (500ml) 1本購入当たり	500				33.50
食品トレー無し販売 (個)	食品トレーポリ袋 (肉100g相当)	1000				19.08
レジ袋辞退 (回)	レジ袋 (Lサイズ)	2000	原油 6.46	13.6	0.76	65.58
ペットボトルの回収・リサイクル (1kg)	ペットボトル (500ml、33g)	10	原油 6.70	—	0.40	32.30

各々の3 R行動の環境負荷削減効果を自動計算 (行動回数 × 3 R原単位)で表示

実施している3 R行動の行動量を入力するだけ

見える化ツールの利用拡大の方向性について



小売り事業者の
利用拡大

昨年度の課題を踏まえ、小売事業者がより使えるツールとするための取組みを行う。

他事業者・上流への
利用拡大

他事業者や生産側への利用拡大するための取組みを検討する。

消費者への利用
拡大

消費者が利用するための方向性を検討する。

地域循環圏の推進

「地域循環圏」とは、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環（わ）を広域化させ、重層的な循環圏を形成。

(1) 里地里山里海 地域循環圏

農山漁村を中心とした循環圏で、農村水産業に由来するバイオマス資源の地産地消的な利活用を推進。

(2) 都市・都市近郊 地域循環圏

人口集積の多い都市エリアでは多種多様な循環資源を排出。都市近郊の農村地域との連携も含め、循環型産業集積地（エコタウン等）や動脈産業の集積エリアとも連携をはかりながら効率的な資源循環を構築。

(3) 動脈産業地域循環圏

セメント、鉄鋼、非鉄精錬等の動脈産業の基盤やインフラをこれまで以上に活用しながら、循環資源を大量に抱えもつ大都市エリアとの物流システム等を高度化せ、より効率的な循環システムの構築やエネルギーの利活用システムを高度化。

(4) 循環型産業 (広域) 地域循環圏

小型電子機構等のリサイクルなどを、動脈産業地域循環圏との連動をはかりながら、レアメタルの回収などで優位性を持つシステムを形成。

本年7月に「地域循環圏形成推進ガイドライン」を公表、各地方環境事務所でモデル事業を推進

「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」報告書

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。



- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって、JESCOを活用して施設整備
- 処理期限までの処理を義務づけ(政令で平成28年と規定)

高圧トランス・コンデンサ等



高圧トランス 高圧コンデンサ

約34万台

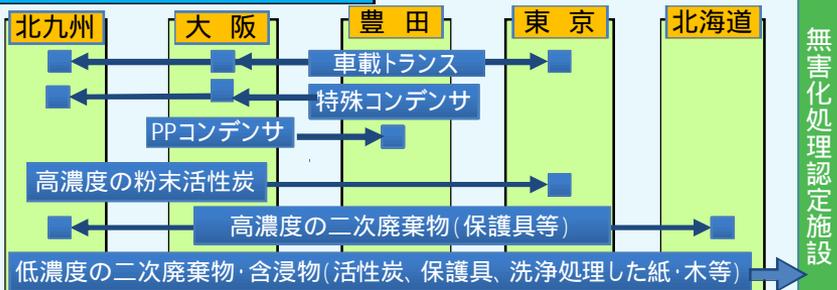
安全性を最優先し、確実な処理を推進している

JESCOが5地域で処理
(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)

- 想定よりも遅れが生じている(28年までに7~8割の処理は完了する見込み)
- 処理施設稼働後に明らかになった課題への対応。特に、PCBの揮発性が想定を上回り作業に制約が生じた。作業改善、設備の追加等により対応してきた。
- 保管を始めてから40年近く経っており、処理対象機器が老朽化しており、処理に手間がかかる。

処理推進策

1. 処理施設の改造 大阪、豊田、東京、北海道
2. 他事業所の得意能力の活用



無害化処理認定施設

- 処理体制と処理期間について、JESCO試案を参考に、環境省・JESCOにおいて、更に検討を行う。

安定器等・汚染物



約600万個



JESCOが処理

- 北九州のみで処理が開始。
- 北海道は建設中
- 東京・豊田・大阪は、処理の見込みが立っていない。
- 汚染物には、汚泥など低濃度のものが多い。

処理推進策

- 豊田・東京・大阪事業エリアにおける処理体制の確保に具体的に取り組む。
- 北九州・北海道事業所については、自エリアの処理終了の見通しがついた時点で、全国の処理状況を踏まえ処理体制の方向性について判断。

- 東京・豊田・大阪地域の処理体制を確保するため、環境省と自治体の協議の場

微量PCB汚染廃電気機器等



トランス・コンデンサ
約160万台

OFケーブル
1,400km

民間の認定事業者が処理

- 法施行後の平成14年度に存在が判明
- と比較すると、濃度が低く、焼却処理による体制を確保
- 平成21年度から大臣認定処理施設による処理に着手

処理推進策

- 処理施設の増強が必要
- 絶縁油のみの処理施設が多いため、筐体の処理が可能な施設の認定を増やす必要

- 処理に着手されたばかり。処理に最も時間がかかる見込み。

地元地域との連携・協力

処理施設の地元地域の貢献を国全体として強く認識し支援協力

保管場所での適正な保管

- 保管場所での漏えい・紛失等の対策強化
- 未届出者の掘り起こし、使用中機器の対策

無害化処理認定施設の活用

- 5,000mg/kg以下のPCB廃棄物を処理対象に。
- 知事許可施設の燃焼温度要件の検討

その他

- PCB廃棄物処理の重要性を周知
- 途上国等への支援

処理期限の検討



- 関係者が努力しPCB全体()の処理完了が見込まれる期限まで延長
- 処理に最も時間がかかるのは、微量PCB汚染廃電気機器等
- 少なくともストックホルム条約で求められている年限(平成40年)までに処理が完了できるようにすべき。(処理期限は、これに2年程度の余裕を見込み設定する必要)

アジア3R推進フォーラム(2009年11月設立)

アジア3R推進フォーラム設立会合(2009年11月 於、東京)

アジア15カ国及び16国際機関の代表者、3R・廃棄物管理に関する専門家らが参加し、「アジア3R推進フォーラムの設立に関する東京3R宣言」が合意された。

アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていくことになった。

【経緯】

2008年10月 **東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合開催** (ベトナム)

我が国より「アジア3R推進フォーラム」の設立を提唱

2009年11月 **アジア3R推進フォーラム設立会合開催** (東京)

2010年10月 **アジア3R推進フォーラム第2回会合開催** (マレーシア)

テーマ:「グリーン経済と循環型社会に向けた3R」

参加: アジア諸国・太平洋島嶼国22カ国(大臣含む)、国際機関、NPO民間企業の代表、専門家が参加

2011年10月 **アジア3R推進フォーラム第3回会合開催** (シンガポール)

テーマ:「3R促進に向けた技術移転 ~ 適正な技術の適応、実施、拡大 ~」

2013年3月 **アジア3R推進フォーラム第4回会合開催 予定** (ベトナム)

サイドイベントとして市民連携会合を開催

アジア各国への3R国家戦略策定・法制度整備等の支援、2国間政策対話

韓国

- ・2006年より日韓廃棄物・リサイクル政策対話を実施

中国

- ・2007年より日中廃棄物・リサイクル政策対話を実施
- ・2009年6月、日中環境大臣間で、川崎-瀋陽の「環境にやさしい都市」協力に関する覚書締結

バングラデシュ

- ・2006年から、3R国家戦略策定支援を実施
- ・2010年12月に国家戦略が策定

タイ

- ・2005年から、3R国家戦略策定支援を実施

カンボジア

- ・2006年から、3R国家戦略策定支援を実施

マレーシア

- ・2010年から、食品廃棄物管理に関する戦略計画策定支援を実施

フィリピン

- ・2005年から、3R国家戦略策定支援を実施

ベトナム

- ・2005年から、3R国家戦略策定支援を実施
- ・2009年12月に国家戦略が策定

インドネシア

- ・2005年から、3R国家戦略策定支援を実施
- ・3R国家戦略最終案が政府承認手続き中
- ・2010年10月24日 両国環境大臣間で「固形廃棄物、有害・毒性廃棄物管理分野における協力覚書(MOC)」を締結

シンガポール

- ・2010年7月環境大臣政務官とシンガポール環境庁CEO間でLOI(基本合意書)署名

静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業について

我が国静脈産業による具体的な海外展開の計画のある事業について、フィージビリティ(実現可能性)調査の実施等に対する支援を行う

【目的】

我が国の優れた静脈産業を廃棄物の急増が予想される地域を中心に海外展開することで、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげる

【対象事業】

海外において、日本の民間事業者が廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関わるサービスの提供、施設の建設 等を行う事業

施設の建設については、現地の行政や事業者からの委託を前提とする

【支援内容】

以下の調査等の実施に係る経費として、1カ年あたり最大3,000万円までを最長2カ年程度支援

海外展開計画事業の実現可能性調査等

事業計画案、現状調査、廃棄物の組成・性状等調査、パイロット試験、事業性・環境負荷削減効果評価、実現可能性評価、実現可能性を改善する行政施策の提案、ワークショップの開催等

【選定方法】

外部有識者等による一次審査(書面審査)、二次審査(ヒアリング)

【採択件数】 平成23年度 7事業を採択 (うち4事業が平成24年度も継続)
平成24年度 10事業を採択

平成24年度に採択されたF S事業の概要

トルコ:

- 24-3 株式会社神鋼環境ソリューション
- トルコ・マルマラ海沿岸都市における廃棄物中間処理事業
- 24-7 豊田通商株式会社
- トルコ共和国電気電子機器廃棄物及びELVミックスメタルの統合リサイクルシステム整備事業

中国:

- 23-3 株式会社NTTデータ経営研究所(継続)
- 中国天津市における廃プラスチックの材料リサイクル事業
- 24-5 株式会社東亜オイル興業所
- 中華人民共和国瀋陽市における油性廃棄物の総合リサイクル事業

ミャンマー:

- 24-1 JFEエンジニアリング株式会社
- ミャンマー国グレートヤンゴンにおける循環型社会形成支援及び廃棄物発電事業の実施可能性調査

インド:

- 23-4 日本環境設計株式会社(継続)
- インド国グジャラート州における携帯電話を中心とする小型家電等リサイクル事業
- 24-8 日本磁力選鉱株式会社
- インド国の製鉄所から発生する製鋼スラグの有効活用化事業

タイ:

- 23-1 イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社(継続)
- タイ王国バンコク特別市周辺発生廃棄物の集中中間処理設備プロジェクト
- 24-10 リマテック株式会社
- タイ王国北部地域におけるセメント工場を核とした一般廃棄物及び産業廃棄物の3Rシステムの構築

フィリピン:

- 24-2 株式会社エイト日本技術開発
- フィリピン国イザベラ州における固形廃棄物の広域収集・エネルギー回収・衛生埋立事業

マレーシア:

- 24-4 株式会社新菱
- マレーシア等ASEAN地域における電子産業生産プロセスを含めたトータルリサイクルシステムの構築事業

ベトナム:

- 23-2 株式会社市川環境エンジニアリング(継続)
- ベトナム国:再生燃料(RPF)製造販売事業並びにRPF製造システム販売事業
- 24-6 川崎重工業株式会社
- ベトナム社会主義共和国ハノイ市におけるセメントキルンを利用した都市廃棄物処理事業に関する実現可能性調査
- 24-9 日立造船株式会社
- ベトナム国ホーチミン市における固形廃棄物の統合型エネルギー回収事業

UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」

1) パネル概要

天然資源の持続可能な利用やそれに伴うライフスタイルへの環境影響について科学的な知見を充実させるため、2007年11月にUNEPが設立。天然資源分野の著名な専門家約30名(日本からは森口祐一 東大院・工学系研究科教授)がメンバー。環境省が資金拠出により活動を支援。



2) 作業部会(WG)

水資源効率WG: 水資源効率の向上について

環境影響WG: 製品・資源の環境影響評価

デカップリングWG: デカップリング及び資源生産性

土地および土壌(旧: バイオ燃料)WG: グローバルな土地(特に農地)利用と土壌管理の持続可能性
(バイオ燃料WG: 主にバイオ燃料の環境面や供給面での持続可能性について)

グローバルな金属フローWG: 金属資源の地球規模でのフローについて

3) 第11回会合(東京)

開催日

平成24年11月6日～10日

開催目的

1. 進行中の評価報告書の作成及び公表の検討
2. 新しい評価の研究提案に関する検討と適切な承認
3. 管理上の課題に関する議論

	Resource Panel Meeting	Joint meeting		Steering Committee	
	Tuesday 6 November	Wednesday 7 November	Thursday 8 November	Friday 9 November	Saturday 10 November
Panel session		1. Review of progress on ongoing work streams	1. Presentation of new study proposals by the Panel to the Steering Committee	1. Update on other work streams and presentation of final studies	1. Approval of budget
In parallel MOEJ/UNEP Outreach session		2. Discussion on new study proposals	2. Review of first drafts of ongoing work streams	2. Integrated Scenarios Analysis: 3. Other issues	2. Procedural issues 3. Review of membership 4. Submission for approval of study proposals
			An interactive session followed by a working reception	Visit Kawasaki Eco-town and working dinner	

東日本大震災により生じた災害廃棄物推計量および処理状況

災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための工程表の策定・公表(H24.8.7)。

災害廃棄物の処理は着実に進捗。仮設焼却炉等が順次稼働しつつあり、今後、被災地における処理の一層の加速化が見込まれる。

3県(岩手県、宮城県、福島県)の沿岸37市町村の処理状況(7月末現在)

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物						津波堆積物			仮置場設置数
		推計量(万t)	処理・処分				割合(%)	推計量(万t)	処理・処分		
			量(万t)	再生利用	焼却	埋立			量(万t)	割合(%)	
岩手県	525	395	74	55	18	0.9	19	130	0	0	79
宮城県	1,873	1,200	306	271	26	9	25	672	41	6	128
福島県	367	216	27	26	0.3	0.4	12	151	1	1	23
合計	2,765	1,811	407	352	44	10	22	954	42	4	230

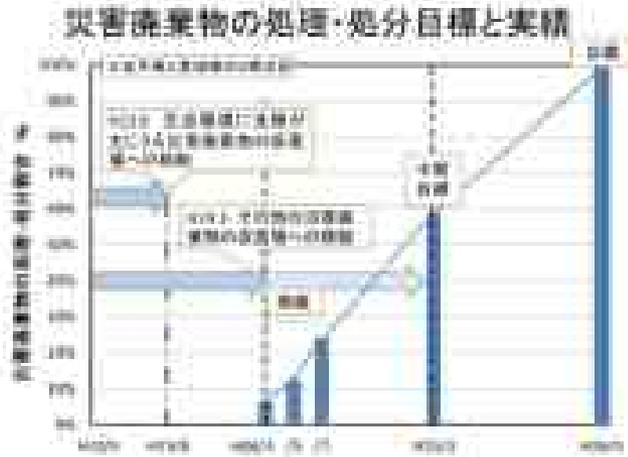
被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去・処理が大前提

被災地では、仮設焼却施設等を設けて処理を実施中。県内処理のさらなる拡大を実施しているが、県内のみではなお処理が間に合わない。

災害廃棄物の処理の工程表・目標

処理・処分の目標

- 処理・処分の目標:平成25年度末に完了。
- 岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象に中間目標(平成24年度末に約6割)を設定。



↓

広域処理
が必須

1. 災害廃棄物処理の進捗状況(岩手県)

< 災害廃棄物処理の進捗状況 >

➢7/31現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計約333万tであり、災害廃棄物推計量約395万tの約84%。

➢処理・処分量は約74万tであり、災害廃棄物推計量に対し約19%。



(県内の仮置場設置状況)

< 広域処理の状況 >

本格処理

受入側	搬出側	期間
秋田県大仙美郷環境事業組合	宮古市	H24.4.23 ~
静岡県島田市	山田町	H24.5.24 ~
青森県内のセメント工場(八戸市)	久慈市、洋野町、野田村	H24.5.25 ~
群馬県吾妻東部衛生施設組合	宮古市	H24.6.8 ~
東京都内の民間施設	大槌町	H24.7.17 ~
山形県村山市の民間施設	釜石市	H24.8.6 ~

このほかに、青森県内のセメント工場(東通村)、秋田県秋田市、湯沢雄勝広域市町村圏組合、秋田県横手市、由利本荘市、群馬県桐生市、埼玉県内のセメント工場、静岡県静岡市、裾野市、大阪府大阪市が、受入表明をしている。

試験処理実施済み自治体等 本格処理、受入表明済みの自治体等を除く。
静岡県浜松市、富士市

被災地における災害廃棄物処理施設稼働状況

仮設焼却炉2基設置

久慈地域(洋野町、久慈市、野田村、普代村)
 破碎・選別:野田地区で実施中
 焼却:久慈広域連合ごみ焼却場(6t/日)で実施中

宮古地域(田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町)
 破碎・選別:宮古地区、山田地区で実施中
 焼却:宮古清掃センター(27t/日)、仮設焼却炉(95t/日)で実施中

釜石地域(大槌町、釜石市)
 破碎・選別:釜石地区、大槌地区で実施中
 焼却:岩手沿岸南部クリーンセンター(45t/日)、仮設焼却炉(100t/日)で実施中

大船渡地域(大船渡市、陸前高田市)
 破碎・選別:大船渡地区、陸前高田地区で実施中
 セメント焼成:太平洋セメント1号、5号キルンで実施中(合計最大750t/日)

その他、県内内陸の市町村等の10施設が沿岸市町村の災害廃棄物を受入。

< 仮置場の様子(宮古市) >



(広域処理前)



(広域処理後)

2. 災害廃棄物処理の進捗状況(宮城県)

2012/8/31

< 災害廃棄物処理の進捗状況 >

- 7/31現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約1,027万t。災害廃棄物推計量約1,200万tの約86%。
- 処理量は約306万tであり、災害廃棄物推計量に対し約25%。



(県内の仮置場設置状況)

< 最近の処理状況 >

仙台市の災害廃棄物(津波堆積土砂やコンクリートがら)を林野庁事業、国土交通省事業で再生利用

< 広域処理の状況 > 本格処理

受入側	搬出側	期間
山形県内の民間施設	多賀城市、気仙沼市、仙台市、石巻市、松島町、利府町、岩沼市	H23.7.7 ~
青森県内の民間施設	南三陸町、気仙沼市、石巻市	H23.8.9 ~
福島県内の民間施設	南三陸町、名取市	H23.12.23 ~
東京二十三区清掃一部事務組合、東京都西多摩衛生組合、日野市、多摩ニュータウン環境組合	女川町	H24.3.1 ~
茨城県内の民間施設	石巻市	H24.6.15 ~
東京都内の民間施設	石巻市	H24.6.21 ~
山形県酒田市・酒田地区広域行政組合	松島町	H24.8.1 ~
茨城県・財団法人茨城県環境保全事業団	石巻市	H24.8.30 ~

このほかに、福岡県北九州市が、9月から本格処理開始予定。

試験処理実施済み自治体等 本格処理、受入表明済みの自治体等を除く。

山形県東根市・東根市外二市一町共立衛生組合

被災地における災害廃棄物処理施設稼働状況

仮設焼却炉29基設置(内17基本格運転)

- 県へ委託を行っている市町については、4ブロックに分けて処理を実施。

石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)

破碎・選別施設が稼働中。仮設焼却炉5基(1,500t/日)のうち2基が本格稼働、3基が試運転中(9月本格稼働予定)。

亶理名取ブロック(名取市、岩沼市、亶理町、山元町)

破碎・選別施設が稼働中。仮設焼却炉12基(1,210t/日)が本格稼働。

亶理処理区で石巻ブロックの災害廃棄物を処理中。

宮城東部ブロック(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)

破碎・選別施設が稼働中、仮設焼却炉2基(320t/日)が試運転中。

気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町)

破碎・選別施設、仮設焼却炉7基(985t/日)を設置中。破碎・選別施設は、9月処理開始予定。

- 仙台市においては、破碎・選別、仮設焼却炉3基(480t/日)が本格稼働中。

仙台市が石巻ブロックの災害廃棄物を仮設焼却炉で処理中。

- 上記のほか、市町等の既設3施設で災害廃棄物を処理中。

< 仮置場の様子(女川町) >



(広域処理前)



(広域処理後)

災害廃棄物の再生利用の推進に向けた取組

1. 災害廃棄物の再生利用の状況

- ・コンクリートくず、アスファルトくず、津波堆積物などの比較的再生利用が容易な災害廃棄物は、全量を各県内で復興資材として活用する計画。
- ・これらの資材は、自治体の復興工事に活用(一部は海岸防災林等の国事業にも活用)される予定であり、今後、これらの工事が本格化することにより、再生利用が着実に進捗する見込み。

2. 公共工事における再生資材の活用促進

- ・再生利用の目途が立っていない不燃物については、環境省が整理した取扱い(H24.5通知)を踏まえて、国としても積極的にその活用を図る必要。
- ・その際、再生資材は、運搬コスト等を考慮して、基本的に、発生した被災自治体周辺の工事において活用。

公共工事における活用事例

仙台市と国土交通省東北地方整備局が連携し、同局で施工する仙台市内の海岸堤防で必要となる盛土材のおよそ7割について津波堆積物等を活用。

林野庁が実施する『みどりのきずな』再生プロジェクトにおいて、津波堆積物やコンクリートくず等を再生資材化し、海岸防災林復旧の盛土材として活用するなど、再生資材の活用が具体化してきたところ。